

志布志港食品輸出小口貨物助成事業

志布志港湾振興協議会

◆事業目的◆

食品等の小口貨物を輸出するニーズの高まりや国が農林水産物・食品輸出目標額を5兆円(2030年まで)に設定(令和2年3月31日)したことを受けて、志布志港発着する外貿コンテナ定期航路、または、国内定期航路を利用する食品の小口・混載貨物コンテナを輸出する荷主企業に対して、予算の範囲内で輸出に係る経費の一部を助成し、輸出促進を図ることを目的としています。

◆助成内容◆

対象者	要件	助成額
<ul style="list-style-type: none">・日本国内に事業所を有し、1年以上事業活動を継続している企業・船荷証券(B/L)の出しの荷主企業	<ul style="list-style-type: none">・志布志港発着の外貿コンテナ定期航路及び国内定期航路を活用した輸出コンテナ(リーファー及びCA)貨物・通関手続きが長崎税関鹿児島税関支署志布志出張所管轄でなされた貨物・小口貨物及び複数企業によるコンテナ混載の食品貨物(LCL貨物)	<ul style="list-style-type: none">・助成額 ドライ:1万円/1RT 冷凍:2万円/1RT・1コンテナ当たり助成限度額 ドライ:3万円/1荷主 冷凍:6万円/1荷主・年間助成金限度額 ドライ:30万円/1荷主 冷凍:60万円/1荷主

◆申請方法◆

小口貨物の荷主の場合は、(1)に掲げる①③④と必要に応じて⑤⑥を提出。
複数荷主による小口混載貨物において、荷主の代表者が一括申請を行う場合は、①～④及び必要に応じて⑤⑥を提出。

(1)助成金申請に必要な書類

- ①助成金交付申請書(様式第1号)
- ②助成金申請代表者同意確認書(様式第2号) ※荷主代表者による申請の場合
- ③船荷証券(B/L)の写し
- ④輸出許可通知書の写し
- ⑤輸出小口混載貨物輸送証明書(様式第3号) ※国内定期航路利用時のみ
- ⑥定款及び法人の登記事項証明書 ※志布志市輸出関連助成金新規利用者のみ

(2)助成金請求に必要な書類

- ①助成金交付請求書(様式第5号)
- ②助成金交付決定通知書(様式第4号)の写し ※当協議会からの決定通知書

【お問合わせ】

〒899-7192 鹿児島県志布志市志布志町志布志二丁目1番1号
志布志港湾振興協議会事務局(志布志市役所 港湾商工課みなと振興係内)
TEL:099-472-1111(内線253) FAX:099-473-2203
MAIL:minatoshinkou@city.shibushi.lg.jp